

夏輝の安定供給に向けたイワガキ増殖場再生試験業務仕様書

1 業務名

夏輝の安定供給に向けたイワガキ増殖場再生試験業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

3 業務の目的

鳥取県の豊かな食の魅力の1つである特産品「夏輝」の持続可能な安定供給に向けて、既に設置されているイワガキ増殖場の再生に向けた移設試験を行う。

4 業務概要

(1) 業務名称	夏輝の安定供給に向けたイワガキ増殖場再生試験業務
(2) 業務場所	ア 岩美町田後沖イワガキ礁 イ 鳥取市気高町船磯沖イワガキ礁 ウ 鳥取市青谷町長和瀬沖イワガキ礁 ※別添図面参照
(3) 業務内容	ア 上記(2)ア～ウの場所において、既に設置されているイワガキ礁のうち、発注者が指定する12基を台船へ吊り上げ、礁の岩盤清掃、ステンレスチェーンの装着を行うこと。 なお、ステンレスチェーンは発注者が準備する。 イ 発注者が指定する場所へ礁を運搬し、再設置すること（各地区1日で作業可能な12基を想定）。 このうち再設置は令和6年9月30日から11月8日までの間に実施すること。 ウ 岩盤清掃で生じる一般廃棄物の収集・運搬及び処分を行うこと。
(4) 工種	港湾工事

5 委託業務内容

- (1) 4の(2)の場所において、移設前の既設イワガキ礁（六脚ブロック 1基あたりの重量11.5t、体積5.006m³）の状況をドローンを用いて空撮すること。
- (2) (1)の作業後、発注者が指定する一部の礁を台船へ吊り上げて撤去すること。撤去する礁数は12基とすること。
- (3) 撤去した全ての礁の岩盤清掃をコンクリート面が露出するまで行うこと。また、そのうちの1礁に発注者が別途準備するステンレスチェーン（規格5B 長さ4.6m）を巻き、ブイを設置すること。
- (4) (3)の礁を発注者が指定する場所へ運搬し、再設置すること。
- (5) 再設置後、ドローンを用いて移設後の状況を空撮により記録し、移設前後の状況がわかる図面を作成すること。
- (6) 1地区あたり移設する礁数は、12基とすること。
- (7) 各地区における礁の再設置は令和6年9月30日から11月8日までの間に実施すること。
- (8) 岩盤清掃で生じる一般廃棄物の収集・運搬及び処分を行うこと。

6 契約に関する条件等

- (1) 再委託の制限
受注者は、業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託の業務内容、再委託先の体制及び責任者をあらかじめ報告し、発注者の了承を得なければならない。
- (2) 著作権の譲渡等
受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に明記がない事項、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と適宜協議を行い、十分に調整して行う。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。